

久米島町景観計画

久米島町



< 目 次 >

序章	はじめに	1
1.	計画策定の目的	1
2.	景観計画の位置づけ	2
第Ⅰ章	久米島町の景観特性と課題	3
1.	久米島町の景観特性	3
2.	景観に関する課題.....	23
第Ⅱ章	景観形成に関する方針	27
1.	景観計画区域の指定	27
2.	景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	28
3.	景観形成重点地区.....	43
第Ⅲ章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	51
1.	景観計画・景観条例の手続きの流れ	51
2.	届出対象行為	52
3.	景観形成基準.....	55
第Ⅳ章	良好な景観形成に関するその他の方針	65
1.	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	65
2.	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項	65
3.	景観重要公共施設の指定の方針	65
4.	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	66
5.	自然公園法の許可の基準	66
第Ⅴ章	良好な景観の実現へ向けて	67
1.	良好な景観のイメージの共有	67
2.	各主体の役割	67
3.	景観づくりの取組み体制	68
参考資料	69	
1.	用語の解説	69
2.	久米島町景観計画検討委員会委員名簿.....	72

序章 はじめに

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の背景

平成 15 年 7 月、小泉政権のもと、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これまでの政策方針を転換して「美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言しました。この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景^{*}を失わせたことを反省し、まず自ら襟を正し、その上で官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観^{*}に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。これらを受けて、平成 16 年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

本町においては、町民及び事業者、行政との協働により、町民の共通の財産である良好な景観を守り・育み、次世代へと受け継いでいくため、景観法第 8 条に基づく景観計画^{*}として、本計画を策定します。

(2) 計画の目的

景観は、そこに築き育まれてきた歴史や文化の諸相を写すものであり、地域で営まれてきた人々の暮らしが形づくるものです。景観形成の意義は、地域の生活の質を高め、地域づくりの目標となること、人々の地域への関心と誇り、愛着を育て、連帯感を醸成するところにあります。

本町は、クメジマボタルやキクザトサワヘビをはじめとする希少動植物が棲息する豊かな自然や、変化にとんだ美しい海岸景観、サトウキビ畑や棚田などの農地の景観、瓦屋根の住宅やフクギの屋敷林が残る伝統的な集落景観など、多様な景観を有しており、これらの景観を守り・育て、島全体で魅力ある景観形成を図る必要があります。

本計画は、これらの景観特性、本町が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、さらに、「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

※の付いている用語：p. 69-71 の「用語の解説」において、用語の説明を記述しています。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、沖縄 21 世紀ビジョンと調和を保ち、さらに、第一次久米島町総合計画※基本構想に即するものとします。

■上位計画との関係

